

河野順一の

2008年受験用

社労士過去問



河野順一〔著〕

〔追 録〕

本追録は、『力の3000題』2008年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成20年4月11日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

労働基準法

期間の定めのある労働契約の更新及び雇止め（法14条2項、3項）

雇止め予告の対象に、契約が3回以上更新された場合が追加（平成20年3月1日施行）

改正前	改正後
有期労働契約（雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している場合に限る、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除く）を更新しないこととする場合には、少なくとも契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。	有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している場合に限る、あらかじめ更新しない旨明示されているものを除く）を更新しないこととする場合には、少なくとも契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。

解雇（法18条の2）

労働契約法の施行に伴い、法18条2項（解雇）の規定が改正された。（平成20年3月1日施行）

改正前	改正後
1. 解雇（法18条の2） <u>解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。</u>	削除

効力（法93条）

労働契約法の施行に伴い、法93条の規定が改正された。（平成20年3月1日施行）

改正前	改正後
<u>効力（法93条）</u> <u>就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、就業規則で定める基準による。</u>	<u>労働契約との関係（法93条）</u> <u>労働契約と就業規則との関係については、労働契約法第12条の定めるところによる。</u>

労働安全衛生法

定期健康診断（則44条）

検査の省略（平成10. 6. 24労告88号）

定期健康診断の検査項目のうち、医師が必要でないと認めるものに「腹囲の検査」が追加された。（平成20年4月1日施行）

改正前		改正後	
検査項目	省略することができる者	検査項目	省略することができる者
身長検査	20歳以上の者	身長検査	20歳以上の者
喀痰検査	①胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者	喀痰検査	①胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査	40歳未満の者（35歳の者を除く）	腹囲検査	①40歳未満の者（35歳の者を除く） ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたものの ③BMI が20未満のである者 ④BMI が22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
		貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査	40歳未満の者（35歳の者を除く）

健康管理手帳の交付（則53条第1項）

健康管理手帳の交付対象者として、石綿等を製造し、取り扱う業務にも範囲が拡大された。（平成19年10月1日施行）

改正前	改正後
①ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%をこえて含有する製剤その他の物を含む）などを製造し、又は取り扱う業務に3月以上従事した経験を有する者 ②粉じん作業にかかる業務で、じん肺管理区分が管理2又は管理3であること ③クロム酸等を扱う業務に4年以上従事した経験を有することほか	①ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1%をこえて含有する製剤その他の物を含む）などを製造し、又は取り扱う業務に3月以上従事した経験を有する者 ②粉じん作業にかかる業務で、じん肺管理区分が管理2又は管理3であること ③クロム酸等を扱う業務に4年以上従事した経験を有すること <u>④石綿等の製造作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹付けられた石綿等の除去の作業を含む）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはばく露した日から10年以上を経過していること</u> <u>⑤石綿等を取り扱う作業（前記④の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること</u> <u>⑥前記④、⑤に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。</u>

労働者災害補償保険法

通勤災害保護制度対象の改正（則8条）

通勤の逸脱・中断に関して法7条3項で定める日常生活上必要な行為として厚生労働省令で定めるものについて、「要介護状態にある一定の家族の介護」が追加された。（平成20年4月1日施行）

日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの（則8条）

改正前	改正後
法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。 1. 日用品の購入その他これに準ずる行為 2. <u>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練(職業能力開発総合大学校において行われるものを含む。)</u>、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為 3. 選挙権の行使その他これに準ずる行為 4. 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為	法第7条第3項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。 1. 日用品の購入その他これに準ずる行為 2. <u>職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為</u> 3. 選挙権の行使その他これに準ずる行為 4. 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為 5. <u>要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)</u>

自動変更対象額（最低保障額）（法8条、則9条）

・平成19年8月1日以後の自動変更対象額は、「4,080円」とされた。（平成19年8月1日施行）

改正前	改正後
4,100円	4,080円

年齢階層別の最低・最高限度額（法8条の2第2項）

平成19年8月1日から平成20年7月31日までの間において適用される最低限度額及び最高限度額が下記のとおり告示された。（平成19年8月1日施行）

改正前			改正後		
年齢階層区分	最低限度額	最高限度額	年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,229円	13,467円	20歳未満	4,399円	13,464円
20歳以上 25歳未満	4,847円	13,467円	20歳以上 25歳未満	4,950円	13,464円
25歳以上 30歳未満	5,744円	13,467円	25歳以上 30歳未満	5,807円	13,673円
30歳以上 35歳未満	6,478円	16,245円	30歳以上 35歳未満	6,477円	16,335円
35歳以上 40歳未満	7,062円	20,084円	35歳以上 40歳未満	6,982円	20,002円
40歳以上 45歳未満	7,223円	22,591円	40歳以上 45歳未満	7,248円	22,567円
45歳以上 50歳未満	6,973円	23,941円	45歳以上 50歳未満	7,010円	24,073円
50歳以上 55歳未満	6,479円	24,164円	50歳以上 55歳未満	6,546円	24,295円
55歳以上 60歳未満	5,843円	23,928円	55歳以上 60歳未満	5,891円	23,809円
60歳以上 65歳未満	4,539円	21,164円	60歳以上 65歳未満	4,534円	21,036円
65歳以上 70歳未満	4,100円	14,608円	65歳以上 70歳未満	4,080円	14,303円
70歳以上	4,100円	13,467円	70歳以上	4,080円	13,464円

介護補償給付支給額（法19条の2、則18条の3の4）

介護補償給付及び介護給付の額について、費用を支出して介護を受けた場合に支給される限度額及び親族等による介護を受けた場合の支給額が引き上げられた。（平成20年4月1日施行）

改正前	改正後
介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害(次項において「特定障害」という。)の程度が別表第3 常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合(次号に規定する場合を除く。) 1. その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>104,590 円</u> を超えるときは、<u>104,590 円</u>とする。) 2. その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が <u>56,710 円</u>に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。<u>56,710 円</u>(支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が <u>56,710 円</u>に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。) 【第2項】 前項の規定は、特定障害の程度が別表第3 随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。 この場合において、前項中「<u>104,590 円</u>」とあるのは「<u>52,300 円</u>」と、「<u>56,710 円</u>」とあるのは「<u>28,360 円</u>」と読み替えるものとする。	介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害(次項において「特定障害」という。)の程度が別表第3 常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合(次号に規定する場合を除く。) 1. その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>104,960 円</u> を超えるときは、<u>104,960 円</u>とする。) 2. その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が <u>56,930 円</u>に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。<u>56,930 円</u>(支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が <u>56,930 円</u>に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。) 【第2項】 前項の規定は、特定障害の程度が別表第3 随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。 この場合において、前項中「<u>104,960 円</u>」とあるのは「<u>52,480 円</u>」と、「<u>56,930 円</u>」とあるのは「<u>28,470 円</u>」と読み替えるものとする。

二次健康診断等給付に係る検査項目（労災則第18条の16）

二次健康診断等給付の対象者の条件となる一次健康診断に係る検査項目が見直しされた。なお、二次健康診断における検査項目に関しても同様の改正が行われ、「血清総コレステロール」の量の検査を「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）」の量の検査とすることとされた。（平成20年4月1日施行）

改正前	改正後
法第26条第1項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。 1. 血圧の測定＜血圧の測定＞ 2. <u>血清総コレステロール</u>、高比重リポ蛋白^{たん}コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査＜血中脂質検査＞ 3. 血糖検査＜血糖検査＞ 4. BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = (\text{体重(kg)}) / (\text{身長(m)})$ ＜肥満度の測定＞ 【第2項】 法第26条第2項第1号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。 1. 空腹時の<u>血清総コレステロール</u>、高比重リポ蛋白^{たん}コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査＜空腹時の血中脂質検査＞ 2. 空腹時の血中グルコースの量の検査＜空腹時の血中グルコースの量の検査＞ 3. ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断（法第26条第1項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行った場合を除く。） ＜ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断で行っていれば省略）＞ 4. 負荷心電図検査又は胸部超音波検査＜負荷心電図検査又は胸部超音波検査＞ 5. 頸けい部超音波検査＜頸部超音波検査＞ 6. 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。） ＜微量アルブミン尿検査（一次健康診断の尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性又は弱陽性である場合のみ）＞	法第26条第1項の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。 1. 血圧の測定＜血圧の測定＞ 2. <u>低比重リポ蛋白^{たん}コレステロール（LDLコレステロール）</u>、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）又は血清トリグリセライドの量の検査＜血中脂質検査＞ 3. 血糖検査＜血糖検査＞ 4. 腹囲の検査又はBMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = (\text{体重(kg)}) / (\text{身長(m)})$ ＜肥満度の測定＞ 【第2項】 法第26条第2項第1号の厚生労働省令で定める検査は、次のとおりとする。 1. 空腹時の<u>低比重リポ蛋白^{たん}コレステロール（LDLコレステロール）</u>、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査＜空腹時の血中脂質検査＞ 2. 空腹時の血中グルコースの量の検査＜空腹時の血中グルコースの量の検査＞ 3. ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断（法第26条第1項に規定する一次健康診断をいう。以下同じ。）において当該検査を行った場合を除く。） ＜ヘモグロビンA_{1c}検査（一次健康診断で行っていれば省略）＞ 4. 負荷心電図検査又は胸部超音波検査＜負荷心電図検査又は胸部超音波検査＞ 5. 頸けい部超音波検査＜頸部超音波検査＞ 6. 微量アルブミン尿検査（一次健康診断における尿中の蛋白の有無の検査において疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された場合に限る。） ＜微量アルブミン尿検査（一次健康診断の尿中の蛋白の有無の検査において、擬陽性又は弱陽性である場合のみ）＞

雇用保険法

訓練延長給付制度における複数回受講の特例（法附則4条）

特例の期間満了により廃止された。（平成20年4月1日施行）

改正前	改正後
雇用及び失業の状況を参酌して政令で定める日＜H20. 3. 31（令附則3条）＞までの間、35歳以上60歳未満である受給資格者に対する第24条第2項の規定の適用については、同項中「政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等」とあるのは、「35歳以上60歳未満の者であって、当該公共職業訓練等を受け終わってもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものであると認めたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が2年を超えないものに限る。）又は政令で定める基準に照らして当該指示した公共職業訓練等」とする。	左記条文廃止

受講手当の日額（則57条、則附則2条）

特例の期間満了により廃止された。（平成20年4月1日施行）

改正前	改正後
受給資格に係る離職の日において35歳以上60歳未満であって法第22条第3項に規定する算定基礎期間が3年以上である特定受給資格者が平成20年3月31日までの間に公共職業訓練等を受けた場合における第57条第2項の規定の適用については、同項中「500円」とあるのは「700円」とする。	左記条文廃止

公共職業訓練等を受ける特例受給資格者に対する特例（法41条）

（平成19年10月1日施行）

改正前	改正後
特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、第10条第3項及び前3条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第15条第1項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第2節（第33条第1項ただし書の規定を除く。）に定めるところにより、求職者給付を支給する	特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（ <u>その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。</u> ）を受ける場合には、第10条第3項及び前3条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第15条第1項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第2節（第33条第1項ただし書の規定を除く。）に定めるところにより、求職者給付を支給する *政令で定める期間は30日間（当分の間は40日間）とされている

教育訓練給付金（法60条の2第1項、則101条の2の3）

支給要件等において、指定教育訓練の実施者による修了の証明が必要となった。

（平成19年4月23日施行）

改正前	改正後
教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給する。	教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（ <u>当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた場合に限る。</u> ）において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給する。

徴収法

日本郵政公社の民営化に伴う規定の整備（則42条）（則43条2項）

改正前	改正後
法第23条第2項の雇用保険印紙は第1級、第2級及び第3級の3種とし、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和23年法律第142号)第3条第1項の規定によって<u>日本郵政公社</u>が厚生労働大臣の承認を得て定める郵便局においてこれを販売するものとする。(則42条)	法第 23 条第 2 項の雇用保険印紙は第 1 級、第 2 級及び第 3 級の 3 種とし、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和 23 年法律第 142 号)第 3 条第 1 項の規定によって<u>総務大臣が厚生労働大臣に協議して定める郵便事業株式会社の営業所又は郵便局(郵便局株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。以下同じ。)</u>においてこれを販売するものとする。(則 42 条)
事業主は、次の各号の場合においては、雇用保険印紙を販売する郵便局に雇用保険印紙購入通帳を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。 ただし、第 3 号に該当する場合においては、その買戻しの期間は、雇用保険印紙が変更された日から 6 月間とする。 1. 雇用保険に係る保険関係が消滅したとき。 2. 日雇労働被保険者を使用しなくなったとき(保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。) 3. 雇用保険印紙が変更されたとき。 (則43条2項)	事業主は、次の各号の場合においては、雇用保険印紙を販売する郵便事業株式会社の営業所又は郵便局に雇用保険印紙購入通帳を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。 ただし、第 3 号に該当する場合においては、その買戻しの期間は、雇用保険印紙が変更された日から 6 月間とする。 1. 雇用保険に係る保険関係が消滅したとき。 2. 日雇労働被保険者を使用しなくなったとき(保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。) 3. 雇用保険印紙が変更されたとき。 (則43条2項)

健康保険法

高齢者の医療の確保に関する法律

「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、同法改正により、75才以上の高齢者向けの医療制度が、従来の「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に改められた。（平成20年4月1日より施行）

政府管掌の標準報酬月額の上限（法47条）

平成19年度と同じ28万円である（平20.2.29 社会保険庁告示8号）

高額介護合算療養費の新設（法115条の2）（平成20年4月1日施行）

一部負担金等の額（高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法に規定する介護サービス利用者負担額（高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び介護予防サービス利用者負担額（高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

被保険者又は被扶養者について、健康保険及び介護保険の自己負担の合算額（介護合算一部負担金等世帯合算額）が次の区分による介護合算算定基準額を超える場合に、その超えた部分が支給される。

		70歳未満 (健康保険+介護保険)	70歳以上75歳未満 (健康保険+介護保険)
一般		670,000円	620,000円
上位所得者 (標準報酬月額63万円以上の者)		1,260,000円	670,000円
低所得者	市町村民税非課税者	340,000円	310,000円
	判定基準所得のない者		190,000円

介護保険料率（法 156 条）

介護保険料率は「12.3/1000」から「11.3/1000」に引き下げられた。（平成 20 年 3 月 1 日施行）

介護保険第 2 号被保険者の保険料率（法 156 条）

介護保険第 2 号被保険者の保険料率は、介護保険料の引き下げに伴い、「94.3/1000」から「93.3/1000」に変更となった。（平成 20 年 3 月 1 日施行）

一般保険料額（法 156 条）

一般保険料率は平成 19 年度と同じ、82/1000 である。平成 20 年度における基本保険料率は 49/1000、特定保険料率は 33/1000 とされている。

日雇特例被保険者の保険料額（法 168 条 1 項）

政府管掌健康保険の介護保険料率が引き下げられたことに伴い、介護保険第 2 号被保険者である日雇特例被保険者の標準賃金額に係る保険料額のうち、2 等級以外の額が引き下げられた。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

標準賃金 日額の等 級	一般被保険者（40 歳未満）保険料額			第 2 号被保険者（40 歳以上）保険料額		
	被保険者 負担分	事業主負 担分	合計	被保険者 負担分	事業主負 担分	合計
第 1 級	120 円	190 円	310 円	135 円	215 円	350 円
第 2 級	180 円	290 円	470 円	205 円	325 円	530 円
第 3 級	235 円	375 円	610 円	265 円	425 円	690 円
第 4 級	295 円	475 円	770 円	335 円	535 円	870 円
第 5 級	355 円	575 円	930 円	405 円	655 円	1060 円
第 6 級	440 円	710 円	1150 円	500 円	810 円	1310 円
第 7 級	540 円	870 円	1410 円	615 円	995 円	1610 円
第 8 級	645 円	1045 円	1690 円	730 円	1180 円	1910 円
第 9 級	745 円	1205 円	1950 円	850 円	1370 円	2220 円
第 10 級	870 円	1410 円	2280 円	990 円	1600 円	2590 円
第 11 級	1010 円	1630 円	2640 円	1150 円	1860 円	3010 円

任意継続被保険者の障害認定の申出（則 43 条の 2）

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、任意継続被保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による認定を受けたときは、遅滞なく、被保険者証の記号及び番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出しなければならないこととされた。（平成 20 年 4 月 1 日）

保険者の役員等に対する秘密保持義務

保険者の役員等について、秘密保持義務の規定及びその義務違反に対する罰則が規定された。（平成 20 年 4 月 1 日）

（法 199 条の 2）

保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（法 207 条の 2）

第 199 条の 2 の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

国民年金法

平成 20 年度の年金額等

平成 20 年度の会定率は、平成 19 年度と同じく「0.997」とされた。

また、平成 19 年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が 0.0%となったため、平成 20 年度の物価スライド率は、平成 19 年度と同じく「0.985」となった。そのため、平成 20 年度の年金額については、前年度と同額となる。しかし、物価スライド特例措置による額のほうが高いため、引き続き物価スライド特例措置による額が支給される。（平成 19 年度の年金額を据え置き）（平成 20 年 4 月 1 日施行）

年金給付		法定額	物価スライド 特例措置による額
老齢基礎年金の額		778,600 円 ($\asymp 780,900 \text{ 円} \times 0.997$)	792,100 円 ($\asymp 804,200 \text{ 円} \times 0.985$)
障害基礎年金の額	1 級	973,300 円 ($\asymp 778,600 \text{ 円} \times 1.25$)	990,100 円 ($\asymp 792,100 \text{ 円} \times 1.25$)
	2 級	778,600 円 ($\asymp 780,900 \text{ 円} \times 0.997$)	792,100 円 ($\asymp 804,200 \text{ 円} \times 0.985$)
障害基礎年金の 子の加算額	第 2 子 まで (各)	224,000 円 ($\asymp 224,700 \text{ 円} \times 0.997$)	227,900 円 ($\asymp 231,400 \text{ 円} \times 0.985$)
	第 3 子 以降 (各)	74,700 円 ($\asymp 74,700 \text{ 円} \times 0.997$)	75,900 円 ($\asymp 77,100 \text{ 円} \times 0.985$)
遺族基礎年金の額		778,600 円 ($\asymp 780,900 \text{ 円} \times 0.997$)	792,100 円 ($\asymp 804,200 \text{ 円} \times 0.985$)
遺族基礎年金の 子の加算額	第 2 子 まで (各)	224,000 円 ($\asymp 224,700 \text{ 円} \times 0.997$)	227,900 円 ($\asymp 231,400 \text{ 円} \times 0.985$)
	第 3 子 以降 (各)	74,700 円 ($\asymp 74,700 \text{ 円} \times 0.997$)	75,900 円 ($\asymp 77,100 \text{ 円} \times 0.985$)

脱退一時金の額（法附則 9 条の 3 の 2 第 8 項、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 3 条）

平成 20 年度の脱退一時金の支給額が政令で定められた。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

対象月数	平成 19 年度	平成 20 年度
6 月以上 12 月未満	42,300 円	43,230 円
12 月以上 18 月未満	84,600 円	86,460 円
18 月以上 24 月未満	126,900 円	129,690 円
24 月以上 30 月未満	169,200 円	172,920 円
30 月以上 36 月未満	211,500 円	216,150 円
36 月以上	253,800 円	259,380 円

国民年金事業の円滑な実施を図るための措置（法 74 条）

従来の福祉施設の規定が廃止され、国民年金事業の円滑な実施を図るため国民年金に関し、教育及び広報等の事業を行うことができることになった。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<u>政府は、第 1 号被保険者及び第 1 号被保険者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。</u>	① 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。 1. 教育及び広報を行うこと。 2. 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。 3. 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。 ② 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。 ③ 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第

12 号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

任意加入被保険者の口座振替納付（法附則 5 条 2 項）

日本国内に住所を有する者が国民年金に任意加入の申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨、又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出をしなければならないとして、次の条文が新たに追加された。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

新設条項

前項第 1 号又は第 2 号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

また、任意加入被保険者の資格は、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の**申出をした日に被保険者の資格を取得**するものとする。

なお、日本国内に住所を有しない場合にはこの規程は適用されない。

被保険者に対する情報の提供（法 14 条の 2）

被保険者本人の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知することとされ、次の条文が新たに追加された。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

新設条項（法 14 条の 2）

社会保険庁長官は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。
--

事務費の負担（法 85 条 2 項）

国民年金事業の事務の執行に要する経費に保険料を充てることができることとなった。

（平成 20 年 4 月 1 日施行）

平成 20 年度の保険料の額（法 87 条 3 項）（平成 20 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
平成 19 年度の保険料改定率は 0.997 とする。 したがって平成 19 年度の保険料は <u>14,100 円</u> (14,140×0.997) となる。	平成 20 年度の保険料改定率は <u>0.999</u> とする。 したがって平成 20 年度の保険料は <u>14,410 円</u> (14,420×0.999) となる。

国民年金保険料の指定代理納付者による納付（法 92 条の 2 の 2）

国民年金の保険料について、クレジットカードによる納付ができることになり、以下の条文が新たに追加された。（平成 20 年 2 月 1 日施行）

新設条項
① 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であって、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。
② 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。
③ 第 1 項の指定の手続その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

納付委託（92 条の 3）

国民健康保険が改正され、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険の被保険者証の有効期間を通常より短く定めることができるとされたが、この特別の有効期間が定められた者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるように、当該被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行う旨の申出をした市町村は、納付受託者となることができることとなった。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
次に掲げる者は、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。	次に掲げる者は、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。
① 国民年金基金又は国民年金基金連合会	① 国民年金基金又は国民年金基金連合会
② 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの	② 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの

	③ <u>社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村</u> <u>(この場合は、保険料を滞納している者であって市町村から国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第10項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。)</u>
--	--

(4) 学生の保険料納付特例制度(法109条の2)

国及び地方公共団体並びに社会保険庁長官の指定を受けた学校法人等は、当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例の申請に係る事務を行うことができるようになった。(平成20年4月1日施行)

新設条項(法109条の2)	
①	国及び地方公共団体並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であって、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第90条の3第1項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの(以下この条において「学生納付特例事務法人」という。)は、その設置する学校教育法第52条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。
②	社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
③	社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
④	第1項の指定の手続その他前3項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

時効 (102 条)

(平成 19 年 7 月 6 日施行)

改正前		改正後	
権利	消滅時効	権利	消滅時効
・年金給付を受ける権利	5年	・年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）	5年
・保険料その他の徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利	2年	・保険料その他の徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利	2年
・死亡一時金を受ける権利		・死亡一時金を受ける権利	

厚生年金保険法

平成 20 年度の年金額等

平成 20 年度の再評価率は、前年度と変動はないため、平成 20 年度の法定の年金額は、前年度と同額となる。

また、平成 19 年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が 0.0% となったため、物価スライド率は平成 19 年度同じ「0.985」であるので、平成 20 年度の物価スライド特例措置による額は平成 19 年度と同額である。したがって、平成 20 年度は、法定の額より物価スライド特例措置の金額のほうが高くなるため、引き続き物価スライド特例措置による額が支給される。（平成 19 年度の年金額を据え置き）（平成 20 年 4 月 1 日施行）

年金給付		法定額	物価スライド 特例措置による額
老齢厚生年金の 加給年金額	配偶者 第 1 子・ 第 2 子	224,000 円 ($\asymp 224,700 \text{ 円} \times 0.997$)	227,900 円 ($\asymp 231,400 \text{ 円} \times 0.985$)
	第 3 子 以降	74,700 円 ($\asymp 74,700 \text{ 円} \times 0.997$)	75,900 円 ($\asymp 77,100 \text{ 円} \times 0.985$)
老齢厚生年金の 特別加算額	S9. 4. 2 ～S15. 4. 1	33,100 円 ($\asymp 33,200 \text{ 円} \times 0.997$)	33,600 円 ($\asymp 34,100 \text{ 円} \times 0.985$)
	S15. 4. 2 ～S16. 4. 1	66,100 円 ($\asymp 66,300 \text{ 円} \times 0.997$)	67,300 円 ($\asymp 68,300 \text{ 円} \times 0.985$)
	S16. 4. 2 ～S17. 4. 1	99,200 円 ($\asymp 99,500 \text{ 円} \times 0.997$)	101,000 円 ($\asymp 102,500 \text{ 円} \times 0.985$)
	S17. 4. 2 ～S18. 4. 1	132,200 円 ($\asymp 132,600 \text{ 円} \times 0.997$)	134,600 円 ($\asymp 136,600 \text{ 円} \times 0.985$)
	S18. 4. 2～	165,300 円 ($\asymp 165,800 \text{ 円} \times 0.997$)	168,100 円 ($\asymp 170,700 \text{ 円} \times 0.985$)
特別支給の老齢厚生年金の 定額単価		1,623 円 ($\asymp 1,628 \text{ 円} \times 0.997$)	1,676 円
障害厚生年金の 配偶者加給年金額		224,000 円 ($\asymp 224,700 \text{ 円} \times 0.997$)	227,900 円 ($\asymp 231,400 \text{ 円} \times 0.985$)
障害厚生年金の最低保障額		584,000 円 ($\asymp 778,600 \text{ 円} \times 3/4$)	594,200 円 ($\asymp 603,200 \text{ 円} \times 0.985$)
障害手当金の最低保障額		1,168,000 円 ($= 584,000 \text{ 円} \times 2$)	
遺族厚生年金の 中高齢寡婦加算額		584,000 円 ($\asymp 778,600 \text{ 円} \times 3/4$)	594,200 円 ($\asymp 603,200 \text{ 円} \times 0.985$)

被保険者に対する情報の提供（法 31 条の 2）

被保険者本人の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知することとされ、次の条文が新たに追加された。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

新設条項
社会保険庁長官は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

国民年金事業の円滑な実施を図るための措置（法 79 条）

従来の福祉施設の規定が廃止され、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため厚生年金保険に関し、教育及び広報等の事業を行うことができることになった。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<u>政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。</u>	① 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。 1. 教育及び広報を行うこと。 2. 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。 3. 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。 ② 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務（国民年金法第 94 条の 2 第 1 項の規定による基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に伴う事務を含む。）を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。 ③ 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第

12 号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

事務費に対する国庫負担（法 80 条 2 項）

厚生年金保険事業の事務の執行に要する経費に保険料を充てることができることとなった。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

時 効（法 92 条）

（平成 19 年 7 月 6 日施行）

改正前	改正後
① 保険料その他徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利 →2 年を経過したときは時効によって消滅する。 ②保険給付（一時金を含む）を受ける権利 →5 年を経過したときは時効によって消滅する。 ③年金たる保険給付を受ける権利の時効は、全額につき支給停止されている間は進行しない。	① 保険料その他徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利 →2 年を経過したときは時効によって消滅する。 ②保険給付（<u>当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第 4 項において同じ。</u>）を受ける権利 →5 年を経過したときは時効によって消滅する。 ③年金たる保険給付を受ける権利の時効は、全額につき支給停止されている間は進行しない。 ④給付を受ける権利については、会計法第 31 条（時効の援用・利益の放棄）の規定は適用しない。

労務管理その他の労働に関する一般常識

労働者派遣法

派遣元事業主の講ずべき措置に「情報の公開」が加えられた。（平成20年2月28日厚生労働省告示37号）

改正前	改正後
1 派遣労働者の福祉の増進（努力義務） 2 適正な派遣就業の確保（配慮義務） 3 派遣労働者であることの明示 - イ 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。 - ロ 派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。 4 派遣元事業主との雇用関係終了後の派遣労働者に係る雇用制限の禁止 5 就業条件等の明示 6 派遣労働者の氏名・性別等の派遣先への通知 7 派遣元責任者の選任 8 派遣元管理台帳の作成及び保存（3年間）	1 派遣労働者の福祉の増進（努力義務） 2 適正な派遣就業の確保（配慮義務） 3 派遣労働者であることの明示 - イ 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。 - ロ 派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。 4 派遣元事業主との雇用関係終了後の派遣労働者に係る雇用制限の禁止 5 就業条件等の明示 6 派遣労働者の氏名・性別等の派遣先への通知 7 派遣元責任者の選任 8 派遣元管理台帳の作成及び保存（3年間） 9 <u>労働者派遣の実績、派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況に関する情報の公開</u>

派遣先事業主の講ずべき措置

日雇派遣労働者に関わる施行規則が改正され、派遣先は「労働者派遣の期間が1日を超えないとき」であっても、派遣責任者を選任しなくななくなった。（則34条）
（平成20年2月28日厚生労働省告示37号）

改正前	改正後
派遣元責任者は、必ず選任しなければならないが、派遣先責任者は、派遣労働者と当該事業所に雇用される労働者の合計数が5人以下のとき、又は労働者派遣期間が1日を超えないときは、選任不要である。	派遣元責任者は、必ず選任しなければならないが、派遣先責任者は、派遣労働者と当該事業所に雇用される労働者の合計数が5人以下のとき、又は労働者派遣期間が1日を超えないときは、選任不要である。

社会保険に関する一般常識

・国民年金保険法

被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間（法9条10項11項）

市町村は被保険者証及び被保険者資格証明書に有効期間を定めることができる規定が追加された。

（10項）

市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第3項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）、国民年金法の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第88条第2項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

（11項）

市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

国民健康保険法における費用の負担（法 72 条の 5、法 75 条）

公費の割合若しくは補助金又は貸付金に係る規定が定められた。

（法 72 条の 5）

国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による特定健康診査及び特定保健指導に要する費用のうち政令で定めるものの 3 分の 1 に相当する額をそれぞれ負担する。

（法 75 条）

都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

国民健康保険法における保険料徴収（法 76 条の 3）

市町村が行う国民健康保険の保険料徴収の方法が見直され、市町村による保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。）の方法によらなければならないこととされた。

・ 児童手当法

児童手当法における児童手当事業主拠出金率（法附則 7 条 4 項）

児童手当法における一般事業主の拠出金率は、平成 19 年度と同じ 1000 分の 1.3 である。

・高齢者の医療の確保に関する法律

「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、同法改正により、75才以上の高齢者向けの医療制度が、従来の「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に改められた。(平成20年4月1日より施行)

高齢者の医療の確保に関する法律における国の責務(法3条)

改正前	改正後
国は、この法律による保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。	国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度（前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び後期高齢者医療制度をいう。）の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第1条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律における地方公共団体等の責務が定められた。(法4条)

改正前	改正後
地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない。	地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律における費用負担（法 100 条）

（1 項）

後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において負担する費用のうち、負担対象額に 1 から後期高齢者負担率及び 100 分の 50 を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に 1 から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額（以下「保険納付対象額」という。）については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金をもって充てる。

（2 項）

平成 20 年度及び平成 21 年度における前項の後期高齢者負担率は、100 分の 10 とする。

（3 項）

平成 22 年度以降の年度における第 1 項の後期高齢者負担率は、100 分の 10 に、第 1 号に掲げる率に第 2 号に掲げる率を乗じて得た率の 2 分の 1 に相当する率を加えて得た数を基礎として、2 年ごとに政令で定める。

1. 平成 20 年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得た率
2. 平成 20 年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数から当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数を控除して得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）を、平成 20 年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た率

（4 項）

第 1 項の後期高齢者交付金は、第 118 条第 1 項の規定により社会保険診療報酬支払基金が徴収する後期高齢者支援金をもって充てる。

●負担対象額の財源割合

公費 5 割 (国 4 : 都道府県 1 : 市町村 1)	後期高齢者交付金 4 割	後期 高齢者 負担率 1 割
-------------------------------------	-----------------	-------------------------

●特定費用の財源割合

後期高齢者交付金 9 割	後期 高齢者 負担率 1 割
-----------------	-------------------------

『社労士過去問 力の3000題』正誤表

頁	問題／解答・解説	番号	誤	正
第1章 労働基準法				
85	解説	297	育児時間を勤務の始め又は…	「労働時間の途中において」というような規定はなく、育児時間を勤務の始め又は…
第2章 労働安全衛生法				
123	解説	82	…作業内容変更時教育および職長等教育は派遣元事業者および派遣先事業者に、特別教育は派遣先事業者に、…	…作業内容変更時教育は派遣元事業者および派遣先事業者に、特別教育および職長等教育は派遣先事業者に、…
第4章 雇用保険法				
231	解答	9	×	○
243	解答	64	○	×
247	解答	75	○	×
251	解説	97	失業認定申告書に添えるのは雇用保険受給資格者証ではなく公共職業訓練等を受ける期間が50日以上であれば…	失業認定申告書に添えるのは雇用保険被保険者証ではなく公共職業訓練等を受ける期間が40日以上2年以内であれば…
275	解説	215	…就職促進手当…	…就業促進手当…
278	問題	229	…支給対象月に支払われた賃金の100分の15を乗じる…	…支給対象月に支払われた賃金に100分の15を乗じる…
289	解説	274	…できる休業をした場合、高齢雇用継続給付は支給しないこととされている…	…できる休業をした場合、育児休業基本給付金又は介護休業給付金が優先して支給されるため、高齢雇用継続給付は支給しないこととされている…
第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律				
319	解答・解説	72	× …日雇労働被保険者である…	○ …日雇労働被保険者以外の者である
329	解答	100	○	×
338	問題	142	…保険年度の中途に保険関係が成立したものについては…	…保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては…
340	問題	150	…A商社の平成17年度分の確定保険料の額は…	…A商社の平成18年度分の確定保険料の額は…
340	問題	151	…A建設会社の平成18年度分の概算保険料の雇用保険分の額は…	…A建設会社の平成19年度分の概算保険料の雇用保険分の額は…
361	解説	239	…②委託事業場の所轄公共職業安定所長のどちらかを…	…②委託事業場の所轄公共職業安定所長又は労働基準監督署長(労災二元適用事業等に係るもの)を…
第6章 健康保険法				
386	問題	84	…3か月間の…	…3か年間の…
425	解答	269	×	○
425	解答	270	○	×
444	問題	367	…特定療養費が支給…	…保険外併用療養費が支給…
445	解説	364	…最大のものの3分の2に相当する…	…最大のものの45分の1に相当する…
445	解説	367	日雇特例被保険者が特定療養費の支給を…	日雇特例被保険者が保険外併用療養費の支給を…
第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識				
683	解説	30	…事業主との間の「募集・採用、配置・昇進・教育訓練、…	…事業主との間の「募集・採用を除く、配置・昇進・教育訓練、…
第10章 社会保険に関する一般常識				
723	解説	43	…又は「20万円」の罰金…	…又は「50万円以下」の罰金…
741	解答	123	○	×
747	解答	148	○	×